

地域振興立法5法の対象地域

(R4年4月1日現在)

市町村名	過疎地域		振興山村地域		特定農山村地域		半島地域	離島地域
		過疎とみなされる区域		一部指定地域		一部指定地域		
1 高知市	△	旧鏡村、旧土佐山村の区域	△	旧鏡村、旧土佐山村の区域	△	旧鏡村、旧土佐山村の区域		
2 室戸市	○		△	羽根村、吉良川町、佐喜浜町	○			
3 安芸市	○		△	畑山村、東川村	○			
4 南国市			△	上倉村、瓶岩村	△	上倉村、瓶岩村		
5 土佐市					△	高岡町、北原村		
6 須崎市	○		△	上分村、浦ノ内村	△	上分村、浦ノ内村、吾桑村		
7 宿毛市	○		△	小筑紫町、橋上村、平田村、山奈村	○		○	△
8 土佐清水市	○		△	下ノ加江町、三崎町、下川口町	○		○	
9 四万十市	△	旧西土佐村の区域	△	旧西土佐村の区域及び旧中村市の八東村、後川村、大川筋村、富山村	○		△	(旧中村市)
10 香南市	△	旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域	△	旧香我美町の西川村、東川村及び旧夜須町の東川村の区域	△	旧香我美町の西川村、東川村及び旧夜須町の東川村の区域		
11 香美市	○		△	旧土佐山田町の大坪村、曉霞村・旧香北町の曉霞村、在所村、西川村及び旧物部村の区域	△	旧土佐山田町の大橋植村、新改村、天坪村、曉霞村及び旧香北町、旧物部村の区域		
12 東洋町	○		△	野根町	○			
13 奈半利町	○				○			
14 田野町	○							
15 安田町	○				○			
16 北川村	○		○		○			
17 馬路村	○		○		○			
18 芸西村			△	東川村	△	東川村		
19 本山町	○		○		○			
20 大豊町	○		△	天坪村、大杉村	○			
21 土佐町	○		△	森村、地蔵寺村	○			
22 大川村	○		○		○			
23 いの町	○		△	旧本川村、旧吾北村の区域及び旧伊野町の神谷村、三瀬村	○			
24 仁淀川町	○		△	旧池川町、旧仁淀村の区域及び旧吾川村の名野川村	○			
25 中土佐町	○		△	旧大野見村の区域	○			
26 佐川町			△	尾川村	△	尾川村、加茂村		
27 越知町	○		△	大桐村、尾川村、明治村	○			
28 檮原町	○		○		○			
29 日高村					△	能津村		
30 津野町	○		△	旧東津野村の区域及び旧葉山村の上半山村	○			
31 四万十町	○		△	旧窪川町の窪川町、松葉川村、仁井田村、東又村の区域及び旧大正町、旧十和村の区域	○			
32 大月町	○				○		○	
33 三原村	○		○		○		○	
34 黒潮町	○		△	旧大方町の白田川村の区域及び旧佐賀町の区域	○		△	(旧大方町)
合計	29		28		33		6	1

地域指定市町村数：34市町村（11市17町6村）

(注) ○全部指定 △一部指定 (過疎における△は、過疎地域とみなされる区域を有する市町村)